

○観光クーポン券は以下のものは利用対象になりません。

- ・ 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金・NHK放送受信料等）
- ・ 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書カード、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入、電子マネーへのチャージ等
- ・ たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- ・ 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- ・ 介護保険の対象となるサービス費用の支払い
- ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び商品等
- ・ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- ・ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ・ 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・ 自治体指定のゴミ袋
- ・ 宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づくもの（ジャンボ宝くじ、全国通常宝くじ、ブロック宝くじ、ナンバーズ、ミニロト、ロト6、ロト7、ビンゴ5等））、スポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に基づくもの（toto、BIG等））
- ・ 公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等
- ・ 県内でサービスが完結しないもの（宅配等の配送サービスは対象）
- ・ 授業料、入学検定料、入学金等・宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金
- ・ 各種サービスのキャンセル料
- ・ 電子商取引
- ・ 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの
- ・ 社会通念上不相当とされるもの
- ・ その他、各取扱店舗が指定するもの

※上記の禁止行為、利用対象にならないものによる観光クーポン券の利用が発覚すれば、損害賠償、登録の取消、換金の拒否その他の処分が生じる場合があります。